

(7) 保険料の段階設定

第8期事業計画では、保険料段階を15段階に設定していましたが、第9期事業計画については、国が保険料段階の多段階化・軽減強化を行うことになっていることから、小金井市でもそれらの動きに合わせた見直しを行い、18段階に設定します。

第9期所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方及び生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.285	1,820	21,800
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額× 0.385	2,460	29,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方	基準額× 0.685	4,390	52,600
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.875	5,600	67,200
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階に該当しない方	基準額× 1.00	6,400	76,800
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.175	7,520	90,200
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.275	8,160	97,900
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.40	8,960	107,500
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額× 1.45	9,280	111,300
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上420万円未満の方	基準額× 1.55	9,920	119,000
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.65	10,560	126,700
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 1.75	11,200	134,400
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 1.85	11,840	142,000
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額× 1.95	12,480	149,700
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額× 2.10	13,440	161,200
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額× 2.32	14,850	178,100
第17段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額× 2.54	16,250	195,000
第18段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額× 2.76	17,660	211,900

介護保険料の市独自減免制度の見直しについて

1 制度概要

小金井市介護福祉条例、施行規則

災害による住宅や財産の著しい損失や世帯の生計中心者の死亡や重大な障害等で収入が著しく減少したとき、減免要件を満たす場合は、申請に基づき介護保険料が減額されます。このほか、介護保険料を納付することが困難な場合に市独自基準の減免制度があります。

2 各市の独自減免要件の状況

- (1) 生活保護基準を採用 12市 (小金井市を含む)
- (2) 生計困難者等に対する利用者負担軽減制度等の基準を採用 6市
- (3) 独自減免制度がない 8市

3 市独自減免制度の減免要件等の見直し(案)

小金井市介護保険料減免取扱要綱

(1) 減免要件

変更前	変更後
次のすべてに該当する場合 ①生活保護基準以下の収入 ②主たる生計維持者の所得税等の被扶養者になっていない ③生活保護基準1年分以下の預貯金額	次のすべてに該当する場合 ①住民税世帯非課税 ②年間収入が150万円以下(単身世帯の場合の額。世帯人数が1人増すごとに50万円を加える。) ③預貯金等が350万円以下(単身世帯の場合の額。世帯人数が1人増すごとに100万円を加える。)

(2) 減免割合

変更前	変更後												
所得階層に関わらず1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>減免割合</th> <th>月額介護保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得段階第1段階</td> <td>1/2 (1,820円→910円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得段階第2段階</td> <td>1/3 (2,460円→1,640円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得段階第3段階</td> <td>1/3 (4,390円→2,927円)</td> <td>(月額介護保険料)</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	減免割合	月額介護保険料	所得段階第1段階	1/2 (1,820円→910円)		所得段階第2段階	1/3 (2,460円→1,640円)		所得段階第3段階	1/3 (4,390円→2,927円)	(月額介護保険料)
所得段階	減免割合	月額介護保険料											
所得段階第1段階	1/2 (1,820円→910円)												
所得段階第2段階	1/3 (2,460円→1,640円)												
所得段階第3段階	1/3 (4,390円→2,927円)	(月額介護保険料)											

(3) 見直し要件の適用対象

令和6年度以降の介護保険料